

5多企秘第188号
令和5年6月21日

宗教法人 世界平和統一家庭連合
代表役員 田中 富廣 様

多摩市長 阿部 裕行

貴法人所有地に関する申し入れ

多摩市（以下「本市」という。）は、宗教法人世界平和統一家庭連合（以下「貴法人」という。）が現在、国により宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権を繰り返し行使されていることに鑑み、同法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、本市永山七丁目2-1、2、3に所在する貴法人所有の約6,300㎡の土地（以下「本件土地」という。）において造成、既存建物の解体・改修、新たな建物の建築などの一切の行為（以下「建築行為等」という。）を行うことのないよう申し入れます。

【理由】

本市においては現在、貴法人が取得した本件土地の利用に関し、不安の声が多数上がる状況となっています。特に本件土地に大学の多摩キャンパスが隣接する学校法人国土館からは、全国から集まる学生への影響を心配する声や大学経営への強い懸念の声が、また、市民からは、近隣に大学や高校などが多く立地する環境から次代を担う若者への影響、近隣住民とのトラブルの発生といった様々な不安の声が、日々寄せられています。

さらに本件土地は、本市が東京都と共に進めている、多摩ニュータウン内の南多摩尾根幹線道路の4車線化整備を契機とした沿道の再構築を図っていくエリアに立地しており、沿道の土地利用転換に伴う企業の進出意欲の低下等が懸念されます。

これらの懸念は、貴法人が組織的な不法行為を行ったと認定された民事判決が2件、民法上の使用者責任を認めた判決が20件にものぼり、損害賠償額が少なくとも約14億円と極めて多額となっていること。また、これら貴法人をめぐる問題を受けて国会で被害者救済の法律が制定されるとともに、現在、宗教法人法第78条の2に基づく報告徴収・質問権が行使され、同法に基づく解散命令請求がなされる可能性があることなどに起因するものと捉えています。このことから、本市としては、貴法人が本市内に活動拠点を設けることについて、市民の平穏な暮らしが脅かされるのではないかと懸念しており、決して容認できません。また、今後、解散命令に至れば、本件土地を含む貴法人の財産は整理され、工事は途中で止まり、本件土地はそのままの状態での放置される恐れがあります。

つきましては、現在、国において解散命令請求の検討がなされているなど、貴法人の先行きが不透明な状況の中では、本市として貴法人が本市内に進出することは受け入れ難いことから、少なくとも貴法人に対して宗教法人法に基づく解散命令がなされないことが確定するまでの間、本件土地における建築行為等を行わないよう、強く申し入れます。